



新 廃 対 第 1587 号
令和 2 年 10 月 28 日

写

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子 様

新潟市長 中原 八



「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する
特別措置法」に基づく合理化事業計画について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願ひいたします。

記

1. 諒問事項

令和 3 年度からの合理化事業計画策定について

2. 諒問理由

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という）」では、下水道の整備により経営に著しい変化を生ずることになる一般廃棄物処理業者（し尿汲み取り業者）に、その受ける影響を緩和し、経営の近代化、規模の適正化を図るための計画を策定し、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的としています。

本市では、平成 28 年 3 月に、この「合特法」に基づく合理化事業計画を策定し、本年は計画期間の履行年度を迎えます。

廃棄物処理法では、し尿処理は市町村の責務とされ、くみ取り世帯が無くなるまで収集運搬処理を行う必要があります。

将来にわたり、安定的な市民サービスを確保し、かつ一般廃棄物処理業者の経営安定を図りながら、適正にし尿処理を進めていくために、次期合理化事業計画策定を検討しています。

つきましては、上記諮問事項について、幅広いご見識と市民の観点から、ご審議願いたく、諮問いたします。

3. 答申希望時期

令和 2 年 11 月末